

久留米市斎場事務室外空調設備修繕 仕様書

- 1 件 名 久留米市斎場事務室外空調設備修繕
- 2 履行場所 久留米市高良内町4030番地 1
- 3 履行期間 契約の翌日から 180日間
- 4 修繕内容 斎場の事務室等の空調設備（GHP）の修繕を行うもの。
 - ・事務室、応接コーナー、監視室系統の空調機更新
 - ・新館の待合室、待合ロビー系統の空調機更新
 - ・上記に伴う、既設の冷媒管およびドレン管、空調電源等接続
 - ・冷媒フロン回収及び破壊処分
 - ・産業廃棄物処理
- 5 留意事項 下記の事項に留意すること。
 - ・修繕作業は、施設の業務に支障のないように行うこと。
 - ・作業日時は、市担当者と打ち合わせの上、斎場の運営に支障のない日時とすること。（室内作業、クレーン作業は夜間作業）
 - ・契約履行に必要な電力、水は無償で支給する。
ただし、使用するために必要な仮設設備は受注者側で準備すること。
 - ・修繕に伴い発生した廃棄物は、適正に処分すること
- 6 その他 **【暴力団排除に関する事項】**
受注者は、本件の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市担当者に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
 - (2) 暴力団等から不当要求による被害または作業妨害を受けた場合は、その旨を速やかに市担当者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
 - (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、作業に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに市担当者と工程に関する協議を行うこと。